

教育人事企画課

議案第17号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

1 趣旨

幼稚園教育職員の不妊治療と仕事の両立を支援するための職場環境を整備することを趣旨として、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」といいます。）の一部を改正します。

2 改正内容

幼稚園教育職員の特別休暇（※）について規定した勤務時間条例第17条第1項第1号及び第2号に、不妊治療休暇を追加します。

※ 現行の特別休暇は、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

3 不妊治療休暇の概要

（1）対象者

不妊治療のため通院等をする職員

（2）不妊治療の範囲

不妊の原因等を調べるための検査・疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等

（3）取得可能日数

1会計年度につき5日の範囲内

ただし、体外受精や顕微授精による治療を受ける場合は、5日を加えた日数（1会計年度につき合計10日）の範囲内

4 施行期日

令和4年4月1日

5 その他

会計年度任用講師に係る不妊治療休暇については、港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を一部改正します。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案

現行

<p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p> <p>二 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</p>

(後略)

付則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(後略)